

資料 6

全日遊連第 3 9 3 号

平成 1 2 年 1 2 月 2 6 日

各都府県方面遊協

理 事 長 殿

全日本遊技事業協同組合連合会

理 事 長 山 田

消費税問題研究会座長 原 田



消費税の転嫁方法変更の承認について

謹啓 二十世紀の師走も押迫って参りましたが、皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、全日遊連は本年 4 月 1 3 日全日遊連（協）第 8 5 号 警察庁生活安全局長宛「消費税の転嫁方法是正についての陳情書」により、遊技料金について、現在のいわゆる内税対応から消費税の原則である外税対応への転換を求めて陳情を行って参りましたが、本日 警察庁から、消費税を外税で行うことができることとなった、との連絡がありましたのでお知らせします。

内容は、風営適正化法に規定する遊技料金の基準として、同法施行規則第 2 9 条 1 項 2 号に定める金額は、消費税額及び地方消費税額を含まないものと解する、というものです。

また、同上内容は、本日 警察庁生活環境課長から各都道府県警察本部長等宛てに別紙により通達されました。

全日遊連では、今後 外税転嫁に伴う運用上の各種問題点、特に遊技機の運用等について具体的な検討を行い、適正な対応ができるように計らって参りますが、警察庁においても運用上の検討協議を全日遊連を中心に行っていくとの意向を承っております。

つきましては、あらためて運用上の留意事項並びに方法等についてお示しするまで、現行の課税方法によって頂くようお願い致します。 敬 具